

# こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和6年度 第2号

(2024年8月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

## 賃金引き上げ前に申請が必要だからこそ、 今が申請のチャンスです。

事業場内の最低賃金を30円以上引き上げることで、業務効率化のための設備投資等費用の助成が受けられる助成率の高い制度です。令和6年高知県の最低賃金について、55円引き上げる答申が出されました。賃金引き上げの一助として、ぜひご活用ください。

### 業務改善助成金のご案内

業務の効率化や生産性の向上につながる設備投資等の費用を助成

事業場毎に対象

コース区分により

助成率：最大 9割

助成上限額：最大600万円



#### 設備投資の助成例

【POSレジ、釣銭機、券売機、注文専用タブレット】

対応時間の短縮



【ネット予約決済システム】

電話対応時間の短縮



【勤怠・給与管理ソフト】

勤怠・給与計算の効率化



【電動リフト・特種(8ナンバー)・福祉車両】

作業時間の短縮



【業務用電気機器、配膳用ロボット】

調理等の効率化



【電動車いす・スロープ】

介助作業効率の向上



例を含め、業務が改善することが必要ですので事前にご相談ください。

「特例事業者」に該当する場合は、「乗用車」「パソコン」等も助成対象経費となります。

事業場内最低賃金の  
引き上げ



設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金  
を支給

助成金の問合せ先

高知労働局雇用環境・均等室 ☎088-885-6041

業務改善助成金に  
ついてはこちら



働く皆様に安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための  
国の退職金制度です。

#### ① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

#### ② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

#### ③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも  
ご加入いただけます。

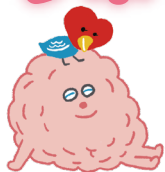
● 他の退職金・企業年金制度等  
との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ  
をご覧ください。

高知県のメンタルヘルスの情報を発信する総合サイト

# 「高知県メンタルヘルスサポートナビ」が始まりました！



Keiko Shibata

高知県依存症啓発キャラクター「のうのうくん」と「はあとちゃん」

「高知県メンタルヘルスサポートナビ」は、  
悩みを抱えたあなたや、周りで支える方々をサポートする  
高知県版のメンタルヘルス専門の情報サイトです。

主となる3つの機能をご紹介します。

つながる！

あなたの困りごとや悩みに応じた  
相談窓口を検索することができます。



## 自殺予防ゲートキーパーとは？

支える！

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなぎ、見守る人のことです。

web研修動画を視聴することで、ゲートキーパーとしての知識を得ることができます。  
周りで悩んでいる人がいたら、優しく声をかけてみましょう。不安や悩みを少しでも和ら  
げることができるかもしれません。

web研修は  
こちらから▶



学ぶ！

自殺や、依存症などの心の病気は、よく耳にする言葉である一方、マイナスのイ  
メージを持つことも少なくありません。少しでも誤解をなくすため、心の病気につい  
て正しく理解しましょう！

内容

・自殺 ・うつ病 ・依存症  
・統合失調症 など

## フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行について

労務  
改善

Q&A

Q

令和6年11月からフリーランスとの取引に関する新しい法律が施行され  
ると聞きましたが、どのような内容ですか。

A

フリーランスに業務委託をする事業者に対して、業務委託をした際の取引条件の明示、報酬の期日内の支  
払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられます。

令和6年11月1日から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等  
法）」が施行されます。フリーランスに業務委託をする事業者には、次の事項（従業員（週労働20時間以上かつ31日以上の  
雇用が見込まれる者）を使用していない事業者は1のみ）が義務付けられます。

- 1 業務委託をした場合、書面等により、直ちに、「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」などの取引条件を明示すること。
- 2 発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと。
- 3 1か月以上の業務委託をした場合、「受領拒否」「報酬の減額」「返品」「買いたたき」「購入・利用強制」「不当な経済上の利益の提供要  
請」「不当な給付内容の変更・やり直し」をしてはならないこと。
- 4 広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならず、内容を正確かつ最新のも  
のに保たなければならないこと。
- 5 6か月以上の業務委託をした場合、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮  
をしなければならないこと。
- 6 フリーランスに対するハラスメント行為に関し、「ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発」「相談や苦情  
に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」「ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応」などの措置を講じること。
- 7 6か月以上の業務委託を中途解約する場合や、更新しないこととする場合は、原則として30日前までに予告し、予告の日から解除日ま  
でにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと。

(参考) 厚生労働省リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001261528.pdf>



厚生労働省「フリーランスとして業務を行う方・

フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)



高知県労働委員会

〒780-0850  
高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談  
ください！

TEL 088-821-4645